

松原市活力ある地域づくり事業助成金



≪助成制度の目的・内容≫

地域の祭りなどで使用され、町会等が管理する物品(だんじり・みこし・太鼓)の修繕費用の一部を助成することによって、行事の維持や継承に寄与し、地域コミュニティの活性化を目指すため、平成28年度から松原市活力ある地域づくり事業助成制度の運用を開始します。

(対象団体) 町会(自治会)や保存会等

(対象事業) だんじり祭りなど郷土に根ざした行事の象徴として使用され、他の用途に代替できない物品(だんじり・みこし・太鼓)の修繕事業

(補助金額) 総事業費の1/2に相当する額(100円未満切捨て)。 ただし、30万円を上限とする。

よくある質問

- Q. 助成金の申請についての募集期間や締め切りはありますか?
- A. いいえ、ありません。1年を通じて申請を受け付けていますが、予算がなくなり次第、受付終了となります。また、助成事業については、原則として、申請年度の3月末日まで(年度内)に修繕を完了していただくようお願いいたします。
- Q. 助成金は何度でも申請できるんですか?
- A. 本要綱に基づく助成を受けた団体は、助成年度を含めて3事業年度の間、本要綱に基づく助成金を申請することができません。
 - (例) 平成28年度に助成を受けた場合、平成31年3月31日までは、助成金を申請できません。
- Q. 他の町会と共同でだんじりを管理しているんですが、どの町会が申請すればよいですか?
- A. いずれの団体でも構いませんが、本要綱に基づく助成を受けた物品は、原則として、他の町会等からの助成金の申請を受け付けることができません。そのため、管理者全体で申請者となる団体や修繕事業の内容について協議した上で申請してください。
- Q. だんじりの修繕について、他の制度による補助を受ける予定なんですが、差額の 自己負担分の助成を松原市に申請することはできますか?
- A. 本要綱に基づく助成金以外の助成金等を受けて実施する事業については、助成の 対象となりません。

松原市活力ある地域づくり事業助成金 申請の流れ

<1> 助成金の交付申請

助成対象(物品修繕)事業実施前に、市民協働課へ提出いただく書類



- ① 松原市活力ある地域づくり事業助成金交付申請書(様式第1号) (市民協働課窓口で配付しています。)
- •
- ② 助成対象(物品修繕)事業についての見積書
- ③ 助成対象(物品修繕)事業において修繕する物品の写真 ※ だんじり等の物品全体が確認できる写真を提出してください。

<2> 交付決定通知書の送付

市民協働課で申請書類を確認し、助成金交付に係る決裁の上、 「松原市活力ある地域づくり事業助成金交付決定通知書」を送付します。

<3> 事業の実施



上記通知書の到着後に助成対象(物品修善繕)事業を実施してください。

(注) 交付決定後に事業 内容を変更する場合は、 事業を進める前に、必ず 市民協働課まで連絡して ください。

<4> 事業完了の報告と助成金の請求

事業完了後に提出いただく書類

- 4
- ① 実績報告書(様式第5号)
- ② 交付を決定した助成金についての請求書
- ③ 助成対象(物品修繕)事業において修繕が完了した物品の写真 ※ 修繕した部分が確認できる写真を提出してください。
- ④ 施工業者から町会等への請求書の写し
- ⑤ 施工業者から町会等への領収書の写し
- ⑥ 通帳の写し(表紙の裏と表を複写してください)

※ ①・②の書類については、助成金申請時にお渡しします。

<5> 助成金の振込み

書類確認後、1ヶ月程度で入金となります。